

雑誌スポンサー制度について

久留米市中央図書館

「雑誌スポンサー制度」とは

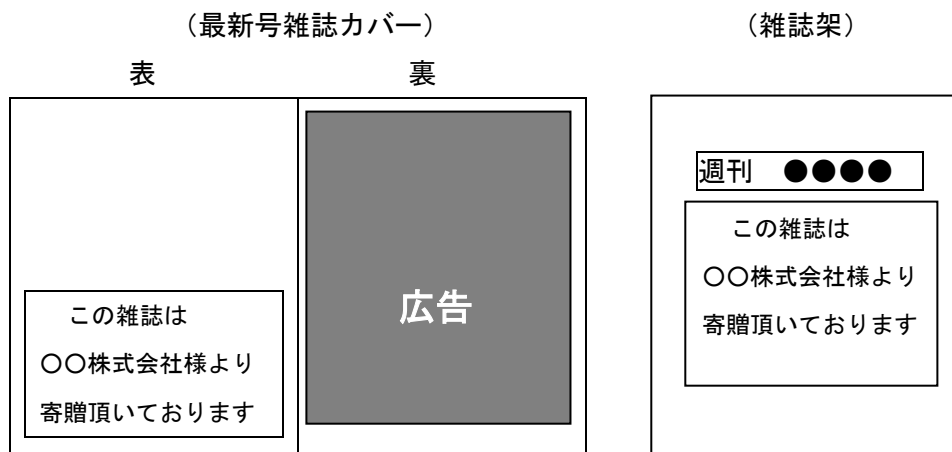
図書館の雑誌カバー及び雑誌架を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進することにより、久留米市図書館の新たな図書館資料を確保し、市民の図書館利用サービスの向上を図るものです。

そのために、広告主である民間事業者等に雑誌の購入代金を負担していただく制度です。

「雑誌スポンサー制度」の概要

- 1 スポンサー申出者に、図書館が作成した「提供希望雑誌リスト」から提供雑誌と提供する図書館を選択していただきます。リスト以外の雑誌の提供は、中央図書館長が図書館資料として適当と判断した場合に認められます。
雑誌は、複数冊選択することが可能です。（選択数に制限はありません。）
- 2 スポンサーには、雑誌の購入代金を負担していただきます。（雑誌の調達は図書館が行います。）
- 3 ご提供いただいた雑誌の「最新号」のカバー表面と雑誌架に、提供スポンサーの名称を表示し、カバーの裏面にはスポンサーが作成された広告を掲示します。
- 4 提供いただいた雑誌を図書館の雑誌コーナーに配架して利用に供します。雑誌の配架場所及び位置は、提供を受けた図書館が決定します。

広告のイメージ



- 1 雑誌カバー表面のスポンサー名と雑誌架の表示は図書館が作成し、雑誌カバー裏面の広告はスポンサーが作成し図書館に提供します。
- 2 広告の表示の大きさはA4版、A5版、B5版の3種類です。
- 3 広告の掲載期間は、4月1日から3月31日までの1年間で、年度途中からの掲載は3月31日までとします。

雑誌スポンサー及び広告対象

雑誌スポンサーは、企業・商店・団体等で、個人は除きます。また、本市の広告事業掲載基準第4条に該当する業種又は事業者に係るものは対象としません。

広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、本市の広告事業掲載基準第5条各号に該当するものは対象としません。また、業種ごとに広告事業掲載基準別表に基づき掲載の可否及び表示内容を審査します。

申込み方法

「雑誌スポンサー制度申込書」（第1号様式）に必要事項を記入のうえ、中央図書館に電子メール、郵送、ファクシミリ又はご持参ください。

次の添付書類の提出をお願いします。

- ① 広告図案等
- ② 会社概要等（業種等がわかるもの）

広告の審査・決定

広告内容の確認後可否を決定し、「決定・却下通知書」（第2号様式）を送付します。

なお、提供先図書館への同一の雑誌に複数の申込みがあった場合は次の順で選定します。①先着順 ②広告掲載希望期間の長さ（提供希望期間が同じ場合は抽選とします。）また、次年度以降の継続は可能です。

雑誌購入代金の支払い方法

ご提供していただく雑誌代金の支払は、久留米市が指定する納入業者に直接お支払いいただきます。

- ・支払いは、一括先払いとします。ただし、納入業者が了承した場合は、これ以外の方法での支払いも可とします。
- ・振込手数料は、スポンサーのご負担となります。
- ・提供される雑誌が休刊等した場合は、すでに支払われた雑誌代金は、納入業者との間で過不足額を精算することになります。

広告内容の変更・雑誌提供の中止

雑誌スポンサーが、広告内容を変更される場合は「広告内容の変更届」（3号様式）を提出してください。

また、雑誌スポンサーが、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の2月前までに、「雑誌の提供中止届」（第4号様式）を提出してください。（次年度以降の提供中止を希望される場合も必ずご提出ください。）

申込み及び問合せ先

久留米市中央図書館

〒839-0862 久留米市野中町970-1

電話 0942-38-7116 FAX 0942-38-7183

E-mail : library@city.kurume.fukuoka.jp